

お知らせ

東京都

東京都は、東京都中野区上高田四丁目、上高田五丁目、新井四丁目、新井五丁目、松が丘一丁目、松が丘二丁目、沼袋一丁目、沼袋三丁目、野方三丁目及び野方四丁目地内において、東京都市計画都市高速鉄道事業西武鉄道新宿線の事業を行います。都市計画法の事業認可の告示は平成二十五年四月一日です。

このため、関係する皆様のご協力をいただきながら、必要な土地を取得してまいりますので、次のとおりお知らせいたします。

1 本事業の概要について

東京都市計画都市高速鉄道事業西武鉄道新宿線(中井駅〜野方駅間)の連続立体交差事業は、上高田五丁目から野方四丁目に至る延長約二千四百メートルの鉄道を地下化し、道路と鉄道の連続立体交差化を図るものです。

2 (1) 用地取得について

東京都は、事業予定地内の土地所有者や借地権などをお持ちの方、建物の所有者や借間人の方などと、土地売買契約、物件移転補償契約などを結びます。その契約に基づき、土地を明け渡したり、建物などを移転したときは、東京都は、それぞれ、土地の権利に関する補償金、移転に必要な補償金をお支払いします。

(2) 土地収用法に基づく権利について

土地売買契約や物件移転補償契約などは、個別に進めていきますが、これとは別に事業予定地所有者や関係人の方は、土地収用法に基づく裁決申請請求、補償金支払請求及び明渡裁決申立てを行うことができます。

3 (1) 土地価格の固定について

東京都は、平成二十五年四月一日以降、事業地の取得価格を一年ごとに評価し直します。

(2) 建築等の制限について

平成二十五年四月一日からは、事業地内で次のことをする場合は、東京都知事等の許可が必要です。

- ・ 土地の形質の変更
- ・ 建築物や工作物の建設
- ・ 移動の容易でない物件の設置や堆積

(3) 土地建物の売買の制限について

平成二十五年五月二十五日からは、事業地内の土地建物を売る場合は、事前に、買い主や予定金額などを、東京都へ届け出てください。

また、その届出後三十日以内は売買が行えない、など一定の制限があります。

4 事業地の範囲がわかる図面は、中野区都市基盤部都市計画分野都市施設担当に備えてあり、閲覧することができます。

なお、このお知らせについて、ご不明の点や詳細についてご質問のある方は、左記へお問い合わせください。

施行者 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都建設局道路建設部鉄道関連事業課

電話03(5320)5334

連絡先 東京都東村山市野口町一丁目1番地11

西武鉄道株式会社 建設部連続立体交差化用地事務所

電話0423927511

